

デジタル改革関連法の成立と改革の今後

山田 肇 ●東洋大学 名誉教授

デジタル改革関連法が成立しデジタル庁が発足して、我が国はDXに動きだした。しかし、強固なアナログ原則など積み残した課題もある。

■動きだしたデジタル改革

2021年5月にデジタル改革関連法（以下、改革関連法）が成立し、9月にはデジタル庁が発足した。2001年に定められた「重点計画（e-Japan戦略）」は、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減などをうたった。それから20年、紆余曲折の末に、行政のデジタル改革はやっと動きだした。では、改革関連法の成立とともに行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）は推進され、それが経済社会全体のDXに結び付いていくのだろうか。

筆者は『インターネット白書2021』に「IT基本法の論点——関連法令との一括改正」を執筆し、あるべき改革の方向性を提示した（以下、昨年記事）。本稿では、改革関連法がこれからの経済社会に与える影響について議論し、積み残した課題を確認する。

■デジタル社会形成基本法の制定

昨年記事で第一に求めたのは、2000年に成立したがすでに時代遅れとなった高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を「デジタル推進法」に改正するという点であった。実際には、デジタル社会形成基本法（以下、新基本法）の成立とともにIT基本法は廃止された。

IT基本法と新基本法は目的が大きく異なって

いる。IT基本法の目的は「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進すること」であった。これに対して新基本法は「我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与すること」を目的としている。「国民の幸福な生活」という表現は、IT基本法にはなかったものである。

世界最高水準の高度情報通信ネットワークが形成されても、利活用しなければ宝の持ち腐れである。新基本法はデジタルの利活用を推進して国民の幸福な生活を実現しようとしており、利活用に焦点を当てたことは20年越しの大きな進歩である。法律の目的が進歩したことを反映して、新基本法第3条「全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現」も修正された。「情報通信技術を用いた情報の活用を行うことにより、デジタル社会におけるあらゆる活動に参画し」が挿入されたのである。

新基本法は利活用を強調し、経済社会全体のDXを展望したものになっている。

■データ連携とオープンデータ

データ連携の重要性も、昨年記事で強調した。個々人に最適化された製品・サービスを提供する個別最適化についても、匿名化された大量のデータを統計処理して利活用するビッグデータにおい

ても、基盤にはデータ連携があるからである。また、国と地方公共団体だけでなく、民間との間で流通するデータも標準化しないと真のデータ連携は実現しない。そこで、データ連携を基本方針とするように求めた。

新基本法第29条は、国と地方公共団体の情報システムの共同化・集約をクラウド・コンピューティング・サービスなどの形態で推進すると宣言している。また、2021年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下、重点計画）は「暮らしを変えるデータ連携の実現」という節を設け、「デジタル化やデータ連携に向けた取組を一気通貫で支援していくための政策プログラムを創設する」とした¹。今後の進捗に注目したい。

新基本法には、第30条「国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用」が新設された。第30条はオープンデータの推進を宣言するものであり、官民間でのデータ連携に資する規定である。これにより、民間が公共データを創意工夫して利活用し、経済社会全体のDXを進めることを期待するものである。

■マイナンバーの活用と個人情報保護

マイナンバー制度を利用できる行政事務の拡大は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現に不可欠である。

筆者は、マイナンバー法には不正利用を防ぐ多くの安全処置がすでに組み込まれているので、同法における利用事務の限定列举はやめるのがよいと、昨年記事で主張した。だが、改革関連法には国家資格関係事務におけるマイナンバーの利用などは追加されたが、残念ながら限定列举という姿勢は変更されなかった。

しかし、新基本法第29条には「個人番号の利用の範囲の拡大」が規定され、重点計画も「デジ

タル社会におけるIDであるマイナンバーの利用の拡大を図る」とうたっている。利用範囲が拡大していくか、今後を注視したい。

新型コロナウイルス感染症対策として特別定額給付金が国民に給付された際に、預貯金口座をマイナンバーにひも付けして給付を迅速化すべきという議論が起き、法案も提出された。2020年の通常国会では成立は見送られたが、新法「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が改革関連法に組み込まれて成立した。

マイナンバーの利用においては、個人情報保護のかじを保護絶対から利活用を許容する方向に切るとともに、地方公共団体ごとに異なる個人情報保護条例の2000個問題を解決する努力も求められると昨年記事で主張した。これについては、改革関連法の一環で、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法が一本化された。地方公共団体ごとの個人情報保護条例も実質廃止されることになり、大幅に前進した。

個人情報保護条例の実質廃止で、地方公共団体を超えてのデータ連携が難しいという問題は解決される方向である。これにより、児童虐待事案や災害への対応についてできえ、2000個問題が災いして地方公共団体を超えての個人情報の利用が困難であったという現状は改善されるだろう。

■進展した情報アクセシビリティ対応

昨年記事で筆者は情報アクセシビリティへの対応強化を提言したが、これについては改革関連法に取り入れられ、重点計画にも盛り込まれた。

IT基本法第8条は「地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差」の是正を求めたが、それ以上の規定はなかった。対

して新基本法は、IT基本法の第8条は残したまま「第4章 施策の策定に係る基本方針」に第23条を追加した。第23条は情報の活用機会について「全ての国民に当該機会の確保が図られるようにするために必要な措置が講じられなければならない」として、具体的な施策推進を求めている。

デジタル庁は「誰一人取り残さないデジタル社会の実現」をミッションとして掲げている。情報の活用に係る機会の確保および必要な能力の習得、すなわち情報アクセシビリティへの対応が誰一人取り残さないための前提であり、新基本法がデジタル庁のミッションに反映されている様子が読み取れる。

重点計画にも情報アクセシビリティに関わる方針が記載された。利用者視点を第一に、製品・サービスの開発段階からサービスデザイン思考で対応してさまざまな選択肢を用意するという内容である。情報アクセシビリティ対応が地方公共団体でも進展するように、国が地方公共団体などと連携し率先して取り組むとしている点も評価できる。障害者を含む多様な利用者のニーズと課題を解決しながら、デジタル行政サービスが提供されることを期待する。

そして今後は、情報アクセシビリティに対応した製品・サービスを優先的に政府調達するといった形で「誰一人取り残さないデジタル社会」を具体化していく施策を展開してほしい。

■道半ばのアナログ原則廃止

押印、対面・面前、書面、専門家の常駐などを総称し「アナログ原則」と呼ぶ。このアナログ原則の廃止は、国民の利便性の向上と負担の軽減に結び付く。改革関連法においては、押印や書面の交付などを求める手続きを見直すとして、48件の法律を一括して改正した。

押印の見直しでは、行政手続きである戸籍の

届書への押印、民間手続きである設計図書への押印、監査報告書への押印などが廃止された。一方、書面の見直しでは、民間手続きである宅地建物の売買契約に係る重要事項説明書の提供は電磁的記録による提供、つまりデジタルでの提供でも構わないとされた。

しかし、商業・法人登記申請、相続税申告における押印は存続し、消費者による契約解除の申込みも書面のままに残された。後者は、消費者・弱者保護や紛争予防の観点などから書面とすることに意義が認められるという理由だそうだが、メールやウェブサイトでの契約解除申し込みでは弱者が保護されないという理屈は理解が難しい。

重点計画が書面、押印、対面原則のさらなる見直しを進めるとしているように、現時点では、アナログ原則の廃止は道半ばである。

■既得権者が阻むデジタル利活用

2021年12月22日の規制改革会議は「オンライン診療・服薬指導の特例措置の恒久化等を通じ、受診から薬剤の受領までの一連の過程をオンラインで完結できるようにすることで、利用者本位・患者本位の医療の実現を図る。診療報酬上の取扱いを含め、オンライン診療・服薬指導の適切な普及・促進を図るための取組を進める」と決定した²。

医師法第20条は「医師は、自ら診察しないで治療を（中略）してはならない」と規定しているが、オンライン診療も自ら行う診察に含まれると厚生労働省が解釈しない限り、コロナ禍で拡大してきたオンライン診療は恒久化できない。さらに、対面診療よりもオンライン診療の診療報酬が低い状況を改善しなければ、医師にはオンライン診療選択のインセンティブが働かない。規制改革会議の決定は、医師法の壁と診療報酬制度の壁を突破しようというものだ。

だが、日本医師会は、オンライン診療に強い抵抗感を示している。2021年11月29日に厚生労働省で開催された「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」では、オンライン診療だけで完結できるというエビデンスが不足していると、日本医師会の副会長が指摘した³。先に取り上げた商業・法人登記申請における押印も、廃止すると日本の押印文化を維持できなくなると全日本印章業協会が反対している。

重点計画には「障害者や外出が困難な高齢者からはネット投票への期待もあり（中略）ネット投票等の法的な整理の検討が必要である」と記載されている。このネット投票の実現も、投票用紙を用いた投票制度を維持したい既得権者（アナログ政治家）との戦いである。

アナログ原則を維持して既得権者を守るか、デジタル化して国民に広く利便を提供するか、今が正念場である。

■デジタル法制局の設置を求める

公職選挙法に面前原則がある限り、投票のデジタル化はできない。オンライン診療では、主管庁である厚生労働省による医師法の解釈や、同省が定める診療報酬制度がデジタル化への壁となっている。

河野太郎規制改革担当相（当時）は行政手続きに必要な押印の大半を廃止すると宣言し、改革関連法でも多くの法律が一括改正された。デジタル臨時行政調査会でも「デジタル原則」にのっとった一括見直しの議論が進んでいる。既存の法令・制度に残るアナログ原則を廃止する結論が得られ

るように期待したい。

これらに加え、今後生まれる法令・制度にアナログ原則が盛り込まれないかを監視する必要がある。そこで筆者は、デジタルに対応できない法令・制度を排除する仕組みとして、デジタル法制局の設置を昨年記事で提案した。

改革関連法が成立しデジタル庁が設置された今こそ、残存あるいは新たに生まれるアナログ原則を排除していく必要がある。デジタル庁設置法が規定するデジタル庁の分担管理事務には、重点計画の作成および推進、マイナンバーに関する総合的・基本的な政策の企画立案などが列挙されているが、デジタル法制局の機能に相当する管理事務の記載はない。デジタル法制局の設置は積み残された大きな課題である。

■まとめ

デジタル改革関連法の成立とデジタル庁の設置によって、国も地方公共団体もデジタルの利活用に動きだし、それによって国民に多くの利便が提供されると期待される。行政DXは経済社会全体のDXを進めるために必要不可欠なステップである。

データ連携や情報アクセシビリティなどは進展しているが、マイナンバー制度の全面活用のように、今後に期待するしかない分野もある。

一方、アナログ原則も強固に残存している。アナログ原則を徹底的に打破しDXを進行させるために、デジタル法制局の設置は必要であると考ええる。

1. https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20211224_policies_priority_package.pdf

2. https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/211222/211222general_0101.pdf

3. <https://www.mhlw.go.jp/content/000869172.pdf>



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスが1996年～2022年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParcives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスと著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

インプレス・サステナブルラボ

✉ iwp-info@impress.co.jp